

第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画(概要版)(案)

第1章 計画策定の趣旨

P1～P8

●計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定により、恵庭市における実情を勘案して定める計画です。国が定める「第3期スポーツ基本計画」および北海道が定める「第3期北海道スポーツ推進計画」の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、「第6期恵庭市総合計画」を基に、「第3次恵庭市健康づくり計画」など関連性の高い他の計画との整合性を図りつつ、SDGsの視点も取り入れたものとします。

●計画期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を計画期間とします。また、中間年度にあたる令和12(2030)年度を目途に見直しを想定しています。

●恵庭市のスポーツの現状と課題

市民アンケートや第1期計画の評価から、大きく3つの課題が明らかになりました。

①「人」の課題…運動習慣の二極化が進み、特に多忙な「働き盛り世代」の参加率が低迷しています。

②「仕組み」の課題…地域スポーツを支える指導者や役員の高齢化・後継者不足が深刻です。また、運動部活動の地域展開に向けた体制構築が必要です。

③「環境」の課題…施設の老朽化が進んでおり、計画的な対応が必要です。また、スポーツ情報の点在によりアクセスしにくい状況にあります。

第2章 計画の基本的な考え方

P9～P10

●基本理念

『夢と健康を育むまち～健康・スポーツコミュニティ えにわ～』

誰もが気軽に運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、健康意識の向上、世代を超えた交流、活力ある地域コミュニティづくりを目指します。

●基本方針

- I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり
- II 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実
- III スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

●施策の体系

基本方針Ⅰ 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり

1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実

- (1) 働き盛り世代への参加支援
- (2) 運動やスポーツのきっかけづくり

2 子どもの運動機会の確保

- (1) 幼児期の運動習慣づくり
- (2) 学齢期の体力支援向上

3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援

- (1) 介護予防(フレイル予防)活動の推進
- (2) 多様なきっかけづくりの提供

基本方針Ⅱ 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実

1 地域スポーツを担う人材の確保・育成

- (1) 指導者・ボランティアへの充実支援
- (2) 運動やスポーツのきっかけづくり

2 学校と地域の連携推進

- (1) 運動部活動の地域展開
- (2) 学校における体育活動と地域スポーツの連携促進

基本方針Ⅲ スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備

- (1) スポーツの魅力に触れる情報発信と観る機会の充実
- (2) 既存施設の有効活用と利用促進

2 安全で持続可能な施設管理

- (1) 計画的な施設の維持管理
- (2) 新たなスポーツニーズへの対応

●計画の推進体制

行政、市民、スポーツ関係団体、学校、企業等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して計画を推進します。府内の「関係各課」および府外の「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会」等が連携し、総合的に施策を展開します。

●計画の進行管理

本計画の進捗を図るため、成果指標を設定し、PDCAサイクルによる進行管理を行います。